

給水装置工事施行指針

令和 6 年 4 月

高槻市水道部

昭和 51 年	7 月	初 版	発行
昭和 52 年	4 月	第 1 回	改訂
昭和 54 年	7 月	第 2 回	改訂
昭和 58 年	4 月	第 3 回	改訂
昭和 60 年	4 月	第 4 回	改訂
昭和 62 年	6 月	第 5 回	改訂
平成 3 年	4 月	第 6 回	改訂
平成 5 年	10 月	第 7 回	改訂
平成 9 年	4 月	第 8 回	改訂
平成 10 年	4 月	第 9 回	改訂
平成 11 年	4 月	第 10 回	改訂
平成 13 年	4 月	第 11 回	改訂
平成 15 年	7 月	第 12 回	改訂
平成 20 年	5 月	第 13 回	改訂
平成 23 年	12 月	第 14 回	改訂
平成 27 年	10 月	第 15 回	改訂
令和 3 年	4 月	第 16 回	改訂
令和 4 年	4 月	第 17 回	改訂
令和 5 年	4 月	第 18 回	改訂
令和 5 年	8 月	第 19 回	改訂

改訂にあたって

水道事業は、水道施設の老朽化、人口減少や節水機器の普及等に伴う水需要の減少、深刻化する人材不足等により厳しい経営環境になることが見込まれています。これらの背景から、水道事業に直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るために、平成 30 年 12 月に水道法の一部が改正されました。

今回の法改正では、給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るために、給水装置工事事業者の指定に有効期限が新たに定められ、5 年ごとの更新制が導入されました。また、民法が約 120 年ぶりに大きく改正され、定型取引の安定等を図る観点から、定型約款に関する規定が新たに設けられました。給水契約では供給規程が定型約款にあたるため、給水装置工事申込みや給水申込みの際に供給規程の提示が一層重要となります。

水道事業者が需要者と給水契約を結び、絶えず水を供給するためには、水道施設から給水装置の末端まで適正な施工及び維持管理がなされること、さらには給水装置所有者、指定給水装置工事事業者、水道事業者が各々の責務を果たし相互の協力が必要です。

本市では給水装置工事の品質確保のため、昭和 51 年に給水装置施行基準を制定し、法令改正や給水装置の技術開発に対応するため、改訂を重ね給水装置工事の適正な施行に努めてきました。

本改訂では、給水装置工事申込みに必要な事務手続の公平性・透明性を確保するために、給水装置工事申込みの審査基準をより明確にすることにしました。そして、本指針が様々な機会幅広く活用されるよう、従来の窓口販売からホームページでの公開へと変更し、名称を「給水装置工事施行指針」と改称しました。

はじめに

給水装置工事施行指針は、高槻市水道事業条例第 41 条に基づき、適正な給水装置の設置と給水装置工事の円滑な施行を図るため、給水装置工事申込みに関する必要な基準等を示したものです。

本指針の枠内には主に供給規程等の法令及び例規による基準事項や要求される手続に関する概要を記し、本文中においては枠内の内容の詳細や考え方を記載しました。

また、給水装置工事申込みに関する手続については、審査基準を明確にし、その事務手続の標準的な処理期間を記載するよう努めました。

本指針では技術的な基準を様々な文献から引用しておりますが、給水装置工事の施行にあたり、他の技術的根拠を用いる場合は水道部と協議するようお願いいたします。

目 次

第1編 給水装置に係る総論

第1章 水道の概念	1
第2章 水道の種類と位置付け	2
第3章 供給規程	3
第4章 給水契約	7
第5章 給水義務	9

第2編 給水装置工事施行基準

第1章 総則

1 目的及び趣旨	11
2 適用	14
3 用語の定義、説明	15
4 給水装置の定義	17
5 給水装置の構造及び材質	19
6 水道用材料の指定	22
7 給水装置工事の種類	23
8 指定給水装置工事事業者制度	25
9 給水装置工事主任技術者の職務	28
10 指定給水装置工事事業者の研修制度	29
11 指定給水装置工事事業者の更新制	30

第2章 計画と設計

1 基本調査	31
2 給水装置工事台帳等の外部提供	32
3 設計水圧の調査	33
4 給水方式の決定	34
5 計画使用水量の決定	38
6 給水管の口径の決定	46
7 給水管の分岐及び撤去	49
8 給水管の保護	51
9 メーターの設置基準	54
10 メーターまわりの配管	59
11 配水支管の設計	67
12 給水管先行引込み	71
13 給水支管の設計	73

14	増圧給水設備	78
15	受水槽設備の設計	80
16	受水槽式から直結式への給水方式切替の設計	84
17	メーター上流側の既設給水装置の使用	86
18	メーター下流側の配管	88
19	給水装置工事申込みの図面作成	89
20	給水装置工事に係る費用	94

第3章 施工

1	分岐工事	100
2	撤去工事	104
3	給水管等の埋設深さ及び占用位置	107
4	給水管等の明示	109
5	各管種の接合	111
6	弁栓類等の設置	113
7	メーターの設置	118
8	受水槽式から直結式への給水方式の切替え	119
9	断水要領	120
10	竣工図面の作成及び工事記録の管理	122

第4章 検査

1	給水装置工事主任技術者が行う検査	123
2	高槻市企業管理者が行う検査	124

第5章 手続

1	指定給水装置工事事業者の申請及び届出	127
2	給水装置工事の主な手続等	129
3	事前協議	130
4	給水装置工事の申込み	132
5	関係機関への申請及び通知	134
6	工事着手の承認	135
7	給水装置工事申込みの設計変更及び取下げ	136
8	検査申込み及びメーターの出庫	138
9	修繕工事の手続	140

第6章 その他

1	複数水栓対応形浄水器等の給水用具の取扱い	141
2	給水装置に設置するスプリンクラー設備の取扱い	143
3	水道水を混合する専用水道	145

第3編 様式集

第1章 給水装置工事申込みに係る様式集	146
第2章 指定給水装置工事事業者申請等に係る様式集	191

第4編 参考資料

第1章 使用材料等の変遷	214
第2章 その他参考資料	220

用語の統一について

本施行指針における用語の統一は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1) 水道法 | : 法 |
| 2) 水道法施行令 | : 施行令 |
| 3) 水道法施行規則 | : 施行規則 |
| 4) 水道施設の技術的基準を定める省令 | : 技術省令 |
| 5) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 | : 基準省令 |
| 6) 高槻市水道事業条例 | : 事業条例 |
| 7) 高槻市水道事業条例施行規程 | : 施行規程 |
| 8) 高槻市指定給水装置工事事業者規程 | : 業者規程 |
| 9) 給水装置工事施行指針 | : 施行指針 |
| 10) 給水装置工事施行基準 | : 施行基準 |
| 11) 高槻市企業管理者 | : 管理者 |
| 12) 指定給水装置工事事業者 | : 指定業者 |
| 13) 指定給水装置工事主任技術者 | : 主任技術者 |
| 14) 給水装置工事申込み | : 工事申込み |

施行指針の章立の呼称は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|---|
| 例: 1 | 編 |
| 1-1 | 章 |
| 1-1-1 | 項 |

